

臨床倫理指針

2025 年 1 月 15 日承認

病院運営委員会

最善の医療を提供するために、本指針を遵守し、医療法人平和会平和病院の職員としての自覚・責任感をもって職務に専念することで、地域社会に貢献します。

1. 患者さんにとって最善の利益を提供できるように努めます。
2. 全ての患者さんの人権、意思決定権を尊重し、十分な説明を行い同意を得るように努めます。
3. 患者さんのプライバシーを尊重し、個人的な情報を保護、職務上の守秘義務を遵守します。
4. 医療の倫理に則り、各種法令・法規を遵守し、国内外や関連学会などで標準として公表されている診療指針、ガイドラインに基づいた医療を提供します。
5. 医療事故、院内感染の防止に努め、安全で良質な医療を、公正かつ公平に提供できるよう努めます。
6. 全職員が医療人としての責務を自覚し、互いの専門性を尊重し、良好な関係を築きチーム医療を推進します。
7. 地域の中核病院としての機能・役割を果たすべく、地域の医療機関・福祉機関などと協力し、良好な連携を推進していきます。
8. 診療情報や診療録の管理を適正に行い、規則に則った開示を行います。
9. 当事者の判断が困難な倫理的問題は、「倫理委員会」で審議し、病院としての対応方針を決定します。

《 平和病院における臨床倫理問題への対応方針 》

1. 個人情報保護
患者さんの要配慮個人情報・個人識別符号等を含めた個人情報・データの管理・取り扱いについては、「個人情報保護法」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（厚生労働省）」等の法令・指針を遵守します。
2. 説明と同意
(1) 患者さんが治療の方針や方法を自ら選択・決定・拒否できるよう、当院が定める「説明と同意に関するマニュアル」に則り、検査や治療内容、合併症、副作用等

のリスク、予後の見通し、その他必要事項について、患者さんに十分な情報を提供し、同意を得た上で医療を提供します。

- (2) 患者さんは、医療者から十分な説明と情報提供を受けた上で、治療・検査・その他の医療行為について、自らの意志と価値観に基づいて選択・決定し、拒否する権利があります。なお、拒否したとしても一切の不利益を被ることはありません。

3. 判断・意思決定能力が低下・欠如（不能）している患者さんへの対応

- (1) 意識不明や判断能力のない患者さんにおいては、ご家族等適切な代理人の同意を得て、治療に必要な判断と決定を行います。但し、緊急事態で生命維持に問題があり、且つご家族等に連絡がつかない場合は、多職種で検討し緊急治療を行います。
- (2) 適切な代理人がいない場合は、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（厚生労働省）に従い、患者さんにとって最善の利益がもたらされるよう、多職種で検討し判断します。現場で判断が困難な場合は、「倫理委員会」で審議し病院としての対応方針を決定します。

4. 判断能力がある患者さんの治療拒否

- (1) 治療拒否の理由を把握し、治療による利益と不利益を十分に説明した上で、患者さんの望まない治療を拒否できる権利を認めます。
- (2) 但し、感染症等での治療拒否された場合で、第三者に危害が及ぶ可能性がある場合は、治療の拒否は制限される場合があります。

5. セカンドオピニオン

患者さんは、自らが納得した治療を受けるために、主治医以外の医師からの意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。他の医療機関の診察をご希望される場合は必要な資料を提供します。その場合も、一切の不利益を被ることはありません。当院が定める「セカンドオピニオンについて」マニュアルに従い、対応します。

6. 宗教的輸血拒否に関する対応

当院では、患者さんの意思を最優先と考え、宗教上の理由などにより輸血を拒否される患者さんに対しては、以下の指針に従って対応します。

《緊急性のある場合》

- (1) 患者さんおよび御家族の意思が確認できる場合：治療には輸血が必要である旨を説明したうえで、再度の意思確認を行い、同意が得られた場合には輸血を伴う治療を

行います。輸血使用の同意が得られない場合は、当院での治療は困難である旨を説明し、速やかに転送します。

- (2) 患者さんおよび御家族の意思が確認できない場合：患者さんの救命治療を優先するため、必要である場合は輸血を行います。

《 治療上緊急性を要しない場合（予定手術など） 》

- (1) 治療（手術も含め）の安全上、輸血が必要である旨を説明したうえで、再度の意思確認を行い、同意が得られた場合は輸血を含む治療を行います。
- (2) 同意が得られない場合は、輸血を行わないことによる問題（病状の悪化、死亡の可能性、手術中の状態急変などを含め）、および他院への紹介も可能であることなどを説明したうえで当院での治療を希望されるのであれば、医師が十分な説明を行い、無輸血で治療をおこないます。
- (3) ただし、止血に用いる特定生物由来製品の使用を同意いただけない場合は、当院での治療はお受けできません。

7. 身体的拘束

当院が定める「身体的拘束最小化マニュアル」に従い、治療上やむを得ない場合の身体行動制限（身体的拘束）は、医師の指示のもと、「身体的拘束の三原則（切迫性・非代替性・一時性）」に基づいて、多職種で適応・必要性を検討し、必要最少な方法・最短期間で慎重に行います。

8. 人生の最終段階における医療

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン（2015年厚生労働省）」に基づき対応します。患者さんの意志を尊重するとともに、患者さん・ご家族・診療チームが十分な話し合いにより方針を決定することを原則とします。また、可能な限り、疼痛やその他の不快な症状を緩和し、精神的・社会的援助を含めた総合的な医療・ケアを行います。

9. 退院拒否への対応

医師が入院治療を必要としないという判断を行い、診断に基づき患者さんに対して退院すべき旨の意思表示があった場合、特段の理由がみとめられない限り入院診療契約は終了します。その為、医師は、退院を拒否する患者さん及び家族に対しても退院していただくよう説明します。

10. 強制退院

患者さんの行動が病院の秩序に著しく支障を及ぼすと考えられる場合や、威力業

務妨害、脅迫、暴行などの犯罪行為にかかわると判断される場合は、「診療を拒否しうる正当な理由」になると考え、病院長が強制退院を勧告致します。

1 1. 虐待及び虐待疑いの対応

虐待が疑われる患者さんについては、多職種で検討し、警察や行政機関に届ける可否を検討いたします。しかし、その前に緊急で治療などが必要な場合、患者さんに判断能力・意思決定能力がなければ、加害者の疑いがある家族や親族に病状を説明し、同意を得て医療行為を実施します。

1 2. 臨床研究・治験

医療・医学研究の法令・各指針を遵守し、研究協力者（被験者）の尊厳と人権が守られているか、また、研究の科学的妥当性について「倫理委員会」で審議を行った上で実施します。臨床研究・治験への参加は患者の意思によって行われます。

1 3. 臓器提供について

当院は『臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）』に該当する臓器提供施設ではないため、脳死判定や脳死判定を目的とした臓器提供施設への搬送はできません。患者さんからドナー提供の申し出があり、臓器提供の意思表示された場合、又は死亡後にご遺族より臓器提供の申し出があった場合は、ご家族より（社）日本臓器移植ネットワークに連絡を取っていただき、その指示に従って対応します。

1 4. その他の倫理的問題

その他の倫理的問題については、現場で多職種が集まって検討し対応を行います。現場で対応困難な場合は「倫理委員会」で審議し、病院としての方針を決定します。